

2019年7月24日 全6頁

いまさら人には聞けない 相続法改正のQ & A <その①>

配偶者居住権・配偶者短期居住権の導入

金融調査部 制度調査課
主任研究員 金本 悠希
主任研究員 横山 淳

[要約]

- 7月1日から、昨年7月に成立した、相続法（相続に関する民法等の規定）の改正の多くの項目が施行されている。
- 相続法改正では、約40年ぶりの大きな見直しが行われている。配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。
- 本稿では、相続法改正の概要と、配偶者居住権に関するポイントをQ & A形式で紹介する。

<目次>

Q.1 相続法改正の概要【本稿】	2
Q.2 配偶者の居住権の創設	3
Q.3 夫婦間での居住用財産の贈与	(以下、<その②>)
Q.4 相続預金の取扱いに関する判例変更	
Q.5 預貯金の仮払い制度の創設等	
Q.6 一部分割	
Q.7 遺産分割前に処分された財産の扱い	
Q.8 自筆証書遺言の保管制度創設	(以下、<その③>)
Q.9 自筆証書遺言の方式緩和	
Q.10 遺贈の担保責任等	
Q.11 遺言執行者の権限の明確化等	
Q.12 遺留分減殺請求の見直し	(以下、<その④>)
Q.13 遺留分の算定方法の見直し	
Q.14 権利／義務の承継に関する見直し	
Q.15 特別寄与料制度	
Q.16 法定相続情報証明制度	

Q.1 相続法改正の概要

相続法について、どのような改正が行われたのか？

A.1：配偶者の居住権の創設、自筆証書遺言の保管制度創設、自筆証書遺言の方式緩和、夫婦間での居住用財産の贈与、特別寄与料制度の創設、預貯金の仮払い制度の創設等、多岐にわたる改正が行われている（図表1）。

【解説】

相続法改正（厳密には、家事事件手続法の改正、法務局における遺言書の保管等に関する法律（遺言書保管法）の制定を含む）の主要な事項をまとめると図表1のように整理できる。

図表1 相続法改正のポイント

改正事項	ポイント	施行日
配偶者の居住権を保護するための方策		
配偶者の居住権の創設	相続で持ち家の所有権が他の人にわたっても、配偶者がそのまま住み続けられる権利が創設された	2020年4月1日
遺産分割に関する見直し等		
夫婦間での居住用財産の贈与	婚姻期間20年以上の夫婦間で行われた自宅の贈与は、原則として遺産分割の計算から外される	2019年7月1日
相続預金の取扱いに関する判例変更	一定の預貯金は、遺産分割の対象になる。遺産分割前の預貯金の払戻し制度の利用が必要に	—
預貯金の仮払い制度の創設等	遺産分割前であっても、相続人単独で預貯金の払出し請求を行えるような制度を創設	2019年7月1日
一部分割	遺産の一部のみを分割する方法が明文化された。分けにくい財産が“放置”される懸念も	2019年7月1日
遺産分割前に処分された財産の扱い	「相続開始後、遺産分割前」に1人の相続人が使い込んだ財産についても、遺産分割の対象に	2019年7月1日
遺言制度に関する見直し		
自筆証書遺言の保管制度創設	自筆証書遺言の原本を法務局に保管できるようになった。紛失や破棄、方式違反のおそれなくなる	2020年7月10日
自筆証書遺言の方式緩和	財産目録が自書以外でも認められるようになった。自筆証書遺言作成のハードルが下がる	2019年1月13日
遺贈の担保責任等	遺贈する際は「相続開始時の状態」で財産を引き渡せばよいことに。遺贈義務者の責任が軽減される	2020年4月1日
遺言執行者の権限の明確化等	遺言執行者の権限が明確に規定され、執行しやすくなるが、財産の管理責任が問われる可能性も	2019年7月1日
遺留分制度に関する見直し		
遺留分減殺請求の見直し	これまで「現物の返還」が原則だった遺留分の請求が、「金銭の支払い請求」に一本化される	2019年7月1日
遺留分の算定方法の見直し	遺留分の計算に含まれる贈与が「相続開始前10年間の贈与」「特別受益にあたる贈与」に限定される	2019年7月1日
相続の効力等に関する見直し		
権利／義務の承継に関する見直し	法定相続分を超えて財産を取得したとき、その権利を主張するには登記等の対抗要件が必要になる	2019年7月1日
相続人以外の者の貢献を考慮するための方策		
特別寄与料制度	「息子の嫁」など相続人ではない親族でも、介護等の貢献度合いに応じて金銭の請求が可能に	2019年7月1日
法定相続情報証明制度		
法定相続情報証明制度	相続税の申告や預貯金の払戻しなどの手続き時に戸籍謄本の原本を提出する必要がなくなる	2017年5月29日

（出所）法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、「相続預金の取扱いに関する判例変更」と「法定相続情報証明制度」は、相続法改正そのものではないが、これに関連するものとして図表に掲げ、本シリーズで取り上げる。

Q.2 配偶者の居住権の創設

被相続人の持ち家に住んでいた配偶者を保護するために、どのような改正が行われたのか？

A.2：夫婦どちらか一方の持ち家に住んでいる配偶者について、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2つの権利が創設された（図表2）。相続によって家の所有権が他の相続人や第三者にわたった場合でも、そのまま住み続けられる権利である。

【解説】

(a)配偶者短期居住権

1. 改正前の内容（改正前の問題点）

被相続人（相続される人）が死亡して相続が発生すると、遺言がない限り、遺産は共同相続人の共有になる。被相続人の持ち家に住んでいる配偶者も共有持分を有し、直ちに明け渡さなければならぬわけではない。しかし、遺言や遺産分割協議などによっては、相続開始後、住み続けることができなくなるケースがある。例えば、住んでいる家が、遺言により子の1人に相続された場合には、所有者になった子が住むことを認めなければ、配偶者は住み続けることができなくなる。相続が発生するとたちまち住む場所を追われかねないため、このような配偶者が住み続けられるよう、保護する必要性が高まっていた。

2. 改正内容

被相続人の持ち家に住んでいるその配偶者は、遺産分割が終了するまでの間（遺産分割が早期に終了した場合でも少なくとも相続開始から6ヵ月間）、そのまま無償で住み続けられることになった（図表2、民法1037条）。遺言や遺産分割で、家を配偶者以外の相続人が相続することになったとしても、配偶者はとりあえず、居住を確保しつつ、新しい住居を探すことができる。また、この権利は遺産分割において配偶者の相続分から控除されないため¹、相続分が減ってしまう心配もない。

2020年4月1日に施行される。

¹ 堂菌幹一郎（法務省民事局民事法制管理官）・神吉康二（法務省民事局付）編著『概説改正相続法』（2019年、金融財政事情研究会）p.26。

図表2 配偶者短期居住権と配偶者居住権の比較

	配偶者短期居住権	配偶者居住権
権利の範囲	持ち家のうち無償居住の部分のみ	持ち家全体
存続期間	遺産分割が終了するまでの間 (遺産分割が早期に終了した場合でも 少なくとも相続開始から6ヵ月間)	原則として配偶者が亡くなるまで
共有建物の場合	居住権成立	配偶者以外との共有の場合不成立
権利の内容	居住のみ	居住に加えて収益(賃貸等)も可
相続させる手続	特別な手続は不要	遺贈又は遺産分割が必要
譲渡の可否	不可	不可
登記の可否	登記不可	登記可(配偶者から請求できる)
遺産分割時の扱い	考慮されない	考慮される
配偶者の死亡時	権利が消滅する(相続されない)	権利が消滅する(相続されない)

(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 改正の影響

配偶者短期居住権は、遺産分割が終了するまで配偶者が持ち家に居住することを認める、従来の取扱いを基礎とするもので、実務上大きな影響はない。ただし、配偶者短期居住権により、遺産分割が早期に終了した場合でも、少なくとも6ヵ月間は持ち家に住み続けられることとなった。

(b)配偶者居住権

1. 改正前の内容(改正前の問題点)

被相続人の持ち家に住んでいる配偶者は、相続開始後もそのままその家に住み続けることを望んでいる場合が多い。その家そのもの(所有権)を配偶者に相続させることでも実現できるが、他にも相続人がいる場合は、その人の相続分にも配慮する必要が生じる。また、一般的に不動産の評価額は高額となるため、そのみで配偶者の相続分の大半を占めてしまい、預貯金など他の遺産を相続する余地がなくなってしまうことがある。

2. 改正内容

被相続人の持ち家に住んでいるその配偶者が、原則として亡くなるまでの間、そのまま無償で住み続けられる権利である(図表2、民法1028、1030条)。遺言や遺産分割で、家そのもの(所有権)は子など他の相続人に相続させ、配偶者には配偶者居住権を相続させる必要がある。

この権利は遺産分割で配偶者の利益(遺贈等であれば、特別受益)として考慮されるため²、

² 堂菌幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』(2019年、金融財政事情研究会) p.13。

相続分が減ってしまうことは避けられない。

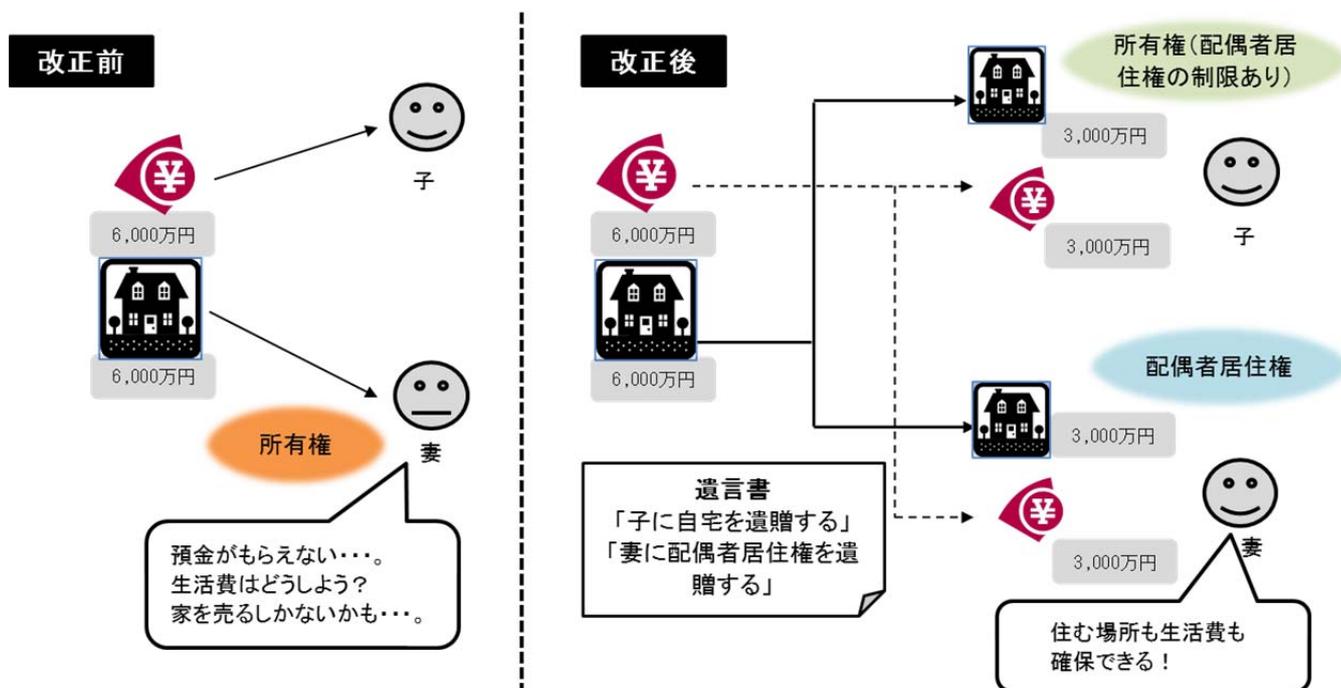
しかし、所有権のように家の売却などはできず（民法 1032 条 2 項）、利用するだけの権利であるため、所有権と比べて評価額は低くなり、その分、預貯金など他の遺産を取得しやすくなる（図表 3）。

2020 年 4 月 1 日に施行される。

図表 3 配偶者居住権

■前提

- ・ 男性 X は、相続に備えて遺言書を作成しようと考えている。
- ・ 相続人は妻（同居）と子 1 人、相続財産は家（6,000 万円）と預金 6,000 万円。
- ・ 配偶者居住権の評価額は 3,000 万円。
- ・ 妻をそのまま家に住ませ、かつ法定相続分どおり（各 2 分の 1）相続させたい。



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 改正の影響

配偶者居住権は、例えば「配偶者にそのまま自宅に住み続けてもらい、生活資金もできるだけ残したい」というような被相続人のニーズに応える一つの対応策になるだろう。配偶者自身が遺産分割で取得することも可能だが、確実性からあらかじめ遺贈しておくのが望ましい。その際には自筆証書遺言が利用しやすくなったこと（Q8、9（＜その③＞）に掲載予定）も併せて考慮するのが有益だろう。

また、配偶者居住権を登記しないままだと、仮に家を相続した子が売却してしまった場合、

買主が先に登記すれば、その買主に対して居住権を主張できなくなる³。必ず登記を忘れないようにしたい。

配偶者居住権については、その財産的価値をどう評価するべきかが現在検討されている。遺産分割での評価方法については、改正の検討過程で、賃料ベースや固定資産税ベースの案が示されたものの、確定していない。

一方、相続税での評価方法については2019年度税制改正で定められた（2020年4月1日以後の相続に適用）。配偶者は、配偶者居住権（建物部分）の評価額と、配偶者居住権に基づく敷地の利用権の評価額の合計額を相続したものと評価される⁴。

（以下、＜その②＞に続く）

³ 堂菌幹一郎・神吉康二編著『概説改正相続法』（2019年、金融財政事情研究会）p.18。民法1031条も参照。

⁴ 具体的な計算方法について、小林章子『配偶者居住権』の評価方法が明らかに」（2019年2月22日付大和総研レポート）（https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20190222_020648.html）参照。